

職業安定分科会(第 199 回)	資料3-1
令和5年 11 月 21 日	

**雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
案要綱（「デフレ完全脱却のための総合経
済対策」関係）**

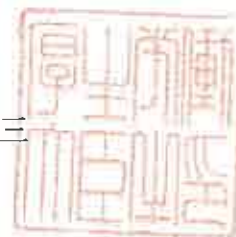
厚生労働省発職 1120 第 17 号

令和 5 年 11 月 20 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 産業雇用安定助成金制度の改正

一 産業連携人材確保等支援コース奨励金（仮称）を創設し、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、事業の生産性向上に資する取組等を行うもの（厚生労働省職業安定局長（以下この一において「職業安定局長」という。）が定める要件に該当する事業主に限る。）に対し、当該事業主が当該取組等を行うために、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一である労働者であつて期間の定めのない労働契約を締結するものとして、職業安定局長の定める期間内に労働者（職業安定局長の定める要件に該当する労働者に限る。）を雇い入れること等の要件を満たした場合において、当該労働者一人につき百八十万円（中小企業事業主にあつては、二百五十万円）（当該労働者が職業安定局長の定める基準を満たさないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）を支給するものとする。ただし、一の事業主につき職業安定局長が定める要件に該当する労働者の数が五人を超えるときは、当該一の事業主につき五人までの支給に限るものとする。

二 事業再構築支援コース奨励金を廃止すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 (略)

第三 (略)

第四 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第二の事項は、令和六年一月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。